

農業者戸別所得補償制度を本格実施します

◆対象者 **出荷・販売目的として作物を作付している農家の方**

※出荷・販売が無い方（自家消費等）については、**補助の対象とはなりません。**

◆補償の内容

対象		助成名称	補償内容	
水田	主食用米	米に対する助成	15,000円／10a	・作付面積から一律10aを控除して補助 ・米価が標準的な販売額を下回った場合、その差額も補填。
水田の転作	①麦・大豆・飼料作物	水田活用の所得補償交付金	35,000円／10a	・戦略作物については、平成23年度から販売先(供給先)との出荷・販売契約を結ぶ必要があります。
	②米粉用米・飼料用米・WCS用稻		80,000円／10a	・そば・麦・大豆・なたねは出荷数量に応じた補助を加算
	③そば・なたね・加工用米		20,000円／10a	
その他	その他の転作物 (野菜・花卉・果樹等)	産地資金	10,000円／10aを基本	・作付面積に応じて補助
畑	そば・麦・大豆・なたね	畑作物の所得補償交付金	出荷数量に応じて補助	・販売先(供給先)との播種前契約や出荷・販売契約を結ぶ必要があります。

◆制度についての詳しい説明会

- ①富士見・落合地区
- ②本郷・境地区

4月19日(火)午後7時30分～ 役場3階会議室
4月21日(木)午後7時30分～ 役場3階会議室

問 産業課 農林係 ☎62-9222 農林水産省関東農政局 長野農政事務所 地域第二課 ☎0265-72-3178

新築住宅建築・購入に補助金を交付します



- ◆目的 富士見町に住宅を新築、または建売住宅（中古住宅は除く）を取得した方にその経費の一部を補助することで、人口の維持増加を図り、町の活性化を推進する。
- ◆期間 平成22年度から平成26年度までの5年間
- ◆補助金額 「富士見町定住促進対策新築住宅補助金」として50万円

◆補助対象者の条件

- ・町内に自らが定住する目的で住宅を新築、または新築住宅を購入した方
- ・申請時に町内に住所を有している方（外国人含む）
- ・町税などの滞納がない方
- ・申請時に満45歳未満の方
- ・都市計画富士見町公共下水道排水区域及び農業集落排水事業計画区域の中に新築した方、又は区・集落組合に加入了方

〈お願い〉

- 条件に該当するかどうか確認しますので、補助金の申請を予定している方は、**必ず事前にご連絡ください。**
- 申請期限は、住宅の建築又は取得完了日（登記完了日）から**3ヶ月以内**です。

◆補助対象住宅の条件

- ・町内に本店、営業所等を有する業者が新築に係る全部又は一部工事を施工した住宅

◆必要書類

- ①富士見町定住促進対策新築住宅補助金交付申請書（様式第1号）
- ②住宅新築に係る請負契約書の写し
- ③住宅の登記事項証明書 ④住宅の位置図
- ⑤町税等納入証明書
- ⑥住民票の写し、外国人登録原票記載事項証明書

問 総務課 企画統計係 ☎62-9332

太陽光発電システム設置補助金の補助額を変更します

町では、地球環境保全意識の高揚やエネルギーの安定供給を図り、自然環境にやさしい循環型のまちづくりを推進することを目的として、平成16年度から平成22年度末までに、約160基の住宅用太陽光発電システムに設置補助金を交付しました。

現在、国の補助金が復活し、平成21年度からは余剰電力の買取価格が2倍になったのに伴い、設置基数が増加しています。そこで、限られた予算をできるだけ多くの方に補助するために、次のとおり補助額を変更します。

変更前	変更後
<ul style="list-style-type: none">●1kWあたり5万円に太陽電池の最大出力を乗じて得た額（1,000円未満の端数は切り捨て）●上限20万円	<ul style="list-style-type: none">●1kWあたり3.5万円に太陽電池の最大出力を乗じて得た額（1,000円未満の端数は切り捨て）●上限14万円

※4月1日以降に申請し、5月31日までに補助金実績報告書の提出を含め完了できたものは、変更前の補助額とします。

問 建設課 生活環境係 ☎62-9114